

業務及び財産の状況等に関する報告

～預金保険法第80条に基づく報告書～

平成13年9月18日

信用組合京都商銀
金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当信用組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	2
1. 与信業務	2
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産の状況	4
5. 不良債権の状況	5
6. 関連会社の状況	6
III. 事業譲渡等の見込みについて	6
1. 基本方針	6
(1) 早期譲渡	6
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
(3) 経費の削減	6
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 雇用の確保	6
(6) 内部管理体制の整備	7
(7) 責任追及体制の確立	7
2. 具体的施策	7
3. 事業譲渡等の見込み	7

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当信用組合は、平成13年4月20日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し「当組合の財産をもって預金等債務を完済することができない」旨の申出を行いました。

これを受けて、同日、同長官より預金保険法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく同長官からの命令を受け、当信用組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、4月20日に選任されてから直ちに開始いたしました。が、時間的制約等もありその内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づき、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を進めており、これらにつきましては、後日、より深く明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当信用組合をとりまく経営環境と経営状況

当信用組合は、昭和29年8月27日、京都府内に居住する在日韓国・朝鮮人の企業活動と生活の向上を目的に「京都実業信用組合」として設立されました。事業地区は京都府下一円とし、店舗は京都市に本店、その他支店4店舗の合計5店舗で営業しております。

営業体制は、主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の在日韓国・朝鮮人の中小零細企業者に対して融資する等の地域密着経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員である在日同胞への資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降の景気の長期低迷によって、主要取引業態である建設・不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、内部牽制機能の形骸化から法令に定める信用供与等の限度額を大幅に

超える貸出が行われ、特に大口の貸出が不良債権化していきました。

こうした状況の中であって、有効な改善策を見出せないまま破綻公表を行うに至りました。

(3) 破綻に至った要因

融資審査内容及び貸出金の管理・回収が不十分であったことにより特に大口貸出金の不良債権化が進んだことが、破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

平成12年3月期決算における自己資本（組合員勘定）は33億円でありましたが、自己資本比率が3.87%となったため、平成12年5月29日、金融庁より、銀行法第26条第1項の規定に基づく「早期是正措置命令」を受け、6月12日に自己資本充実策を織込んだ経営改善計画書を提出し、自己資本の充実を図ってまいりました。

しかしながら、平成12年3月末を基準として平成12年11月6日より実施された近畿財務局検査において、多額の不良債権の実態が露呈するところとなり、平成13年4月12日の検査結果通知において、当信用組合の12年3月期における財務内容は、検査結果による要償却・引当額を踏まえれば実質▲112億円の債務超過であるとの指摘を受けました。

(2) 自己資本回復の断念

近畿財務局からは検査結果通知に併せて通知事項に対する改善策等の報告を求められましたが、債務超過を解消する有効な方策が見出せなかったことから自主再建を断念せざるを得ず、平成13年4月20日、金融庁長官に対し預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務は、京都府下の在日韓国・朝鮮人を中心とした建設・不動産・サービス業等、一部業種に偏っており、その規模も小規模・零細事業者が大多数を占めています。

<貸出残高推移>

(単位：億円、%)

	平成11年3月末		平成12年3月末		平成12年9月末		平成13年3月末		平成12年3月末 業態平均 構成比
		構成比		構成比		構成比		構成比	
貸出金残高	878	100.0	866	100.0	854	100.0	831	100.0	100.0
うち中小企業	801	91.2	779	90.0	762	89.2	740	89.0	72.4
うち個人	77	8.8	86	10.0	92	10.8	91	11.0	26.8
うちその他	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8

* 法人1社当たりの貸出残高 249百万円 (平成13年3月末)

<業種別貸出残高推移>

(単位：億円、%)

	平成11年3月末		平成12年3月末		平成12年9月末		平成13年3月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
不動産	209	23.8	236	27.2	232	27.2	264	31.8
建設	141	16.1	127	14.7	124	14.5	96	11.5
金融	66	7.5	61	7.0	62	7.3	60	7.2
サービス	203	23.1	191	22.1	182	21.3	175	21.1
その他	259	29.5	251	29.0	254	29.7	236	28.4
合計	878	100.0	866	100.0	854	100.0	831	100.0

2. 預金業務

当信用組合の預金は、大口定期が高い構造になっております。

<平成13年3月末の預金構成比>

(単位：%)

	当組合	同業態平均
要求払	4.8	13.3
小口定期	10.2	34.2
大口定期	82.3	40.5
定期積金	2.7	5.7
合計	100.0	100.0

※同業態平均は12年3月末の近畿地区信用組合の平均(出所：ニッキン速報)。

<預金残高推移>

(単位：億円、%)

	平成11年3月末		平成12年3月末		平成12年9月末		平成13年3月末		平成12年3月末 業態平均 構成比
		構成比		構成比		構成比		構成比	
預金残高	1,029	100.0	940	100.0	926	100.0	927	100.0	100.0
うち個人預金	772	75.1	713	75.9	694	74.9	691	74.5	78.7
(うち定期性預金)	(747)	(96.8)	(686)	(96.2)	(667)	(96.1)	(664)	(96.1)	(81.2)
うち法人預金	256	24.9	226	24.1	232	25.1	236	25.5	17.3
うちその他	-	-	-	-	-	-	-	-	4.0

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

当信用組合の投資有価証券は、以下のとおりとなっております。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年9月末	平成13年3月末
国債	48	56	57	57
金融債	22	-	-	-
株式	10	10	10	4
合計	81	66	67	62

<投資有価証券評価損益推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年9月末	平成13年3月末
評価損益合計	△2	△3	△4	2
債券	-	-	-	2
株式	△2	△3	△4	-

(2) 商品有価証券

当信用組合は商品有価証券を保有しておりません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産の状況は以下のとおりとなっております。

<固定資産（事業用不動産、所有不動産）の売却実績推移>（単位：百万円）

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	累計
店舗	—	—	—	—	—
社宅寮・倉庫	—	—	—	—	—
厚生施設	—	—	—	—	—
駐車場施設	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—
所有不動産	414	—	65	—	479
合計	414	—	65	—	479

<固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況（平成13年3月末）>

（単位：件、百万円）

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額 路線価×1.25	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
店舗	5	1,432	1,201	△231	5	745	188
社宅寮・倉庫	—	—	—	—	—	—	—
厚生施設	—	—	—	—	—	—	—
小計	5	1,432	1,201	△231	5	745	188
所有不動産	6	1,344	896	△448	4	27	27
合計	11	2,776	2,097	△679	9	772	215

5. 不良債権の状況

当信用組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

（単位：百万円、%）

	平成12年3月期		平成13年3月期		業態平均 (12年3月)	
	貸出金 残高	貸出金 に占める 割合	貸出金 残高	貸出金 に占める 割合	貸出金 残高	貸出金 に占める 割合
破綻先債権	2,901	3.4	4,581	5.5	1,381	2.8
延滞債権	18,064	20.9	23,325	28.0	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	565	0.7	81	0.1	401	0.8
貸出条件緩和債権	2,846	3.3	8,067	9.7	2,328	4.7
合計	24,378	28.1	36,056	43.3	7,075	14.4

＜金融再生法の開示債権＞

(単位：百万円、%)

	平成 12 年 3 月期		平成 13 年 3 月期		業態平均 (12 年 3 月)	
	金額	債権に 占める 割合	金額	債権に 占める 割合	金額	債権に 占める 割合
破産更正債権等	3,369	3.4	9,527	7.7	3,116	6.0
危険債権	19,485	19.8	17,603	14.2	2,998	5.8
要管理債権	3,746	3.8	9,903	8.0	2,170	4.2
正常債権	71,815	73.0	87,198	70.2	43,363	84.0
合計	98,417	100.0	124,232	100.0	51,647	100.0

6. 関連会社の状況

当信用組合の関連会社はございません。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当信用組合の企業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信認を取り戻すとともに顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の事業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当信用組合の事業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 雇用の確保

事業譲渡に際しては、職員の雇用確保にも配慮いたします。

(6) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(7) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力致します。

3. 事業譲渡等の見込み

事業譲渡を行う相手先については、上記の方針に基づきかつ民族系金融機関であるという特色及び地域経済への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。